

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

(令和3年12月21日 閣議決定)

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 対応状況

- 令和3年の提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、160件について内閣府と関係府省との間で調整。

(件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計(A)	実現できなかったもの(B)	合計(C) = (A+B)
145	2	147	13	160

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - ・ 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
 - ・ 脱炭素社会実現に係る各計画
 - ・ 鳥獣管理に係る各計画
- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大（地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務）
- ⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大（療育手帳関係）

3. その他

- ⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- ⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

現
行

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、基本計画に無い業種を導入することができない。

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画において、市町村における新たな立地ニーズに合わせて、その都度「導入する産業の業種」を記載する必要がないよう見直す。



効果

- 市町村は、産業構造の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入の企画が可能に。
- 都道府県は、地域における新たな立地ニーズに応じた都度の計画変更が不要となり、事務負担が軽減。



見
直
し
後

下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化

① 2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の策定・変更について、国への協議の廃止

現
行

下水道法

- 都府県が、2以上の都府県の区域にわたる水域又は海域についての流域別下水道整備総合計画(流総計画)を策定・変更する場合には、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国への協議を行うことが必要。

※2以上の都府県にわたらない流総計画を策定・変更する場合は、国への協議は不要。

※「流総計画」

…下水道整備に関する総合的な基本計画で、公共用水域の環境基準を達成維持するために都道府県が定めるもの。

支障

- 関係する都府県と合意済みの計画の変更であっても、変更のたびに、国への協議が必要なため、事前協議等を含め、協議に時間を要しており、都府県の事務負担が生じている。



見
直
し
後

- 2以上の都府県にまたがる流総計画の策定・変更について、国への協議を届出に見直す。

※併せて、都府県から求めがあった場合は、それに応じ、計画の策定・変更に関し、国が必要な助言を行うことを可能とするよう措置する。



効果

- 都府県の流総計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。



下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

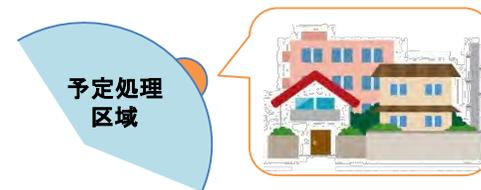
現
行

- 市町村等が、公共下水道の事業計画について、**予定処理区域の面積を変更**するため、当該計画を変更しようとする場合は、一律に**国等への協議が必要**。

※「予定処理区域」
…今後5～7年で下水道を整備する予定の処理区域のこと。

支障

- 隣接する宅地に予定処理区域を拡大するような、管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響がない場合でも、国等への協議を要するため、**事業計画の迅速な変更が妨げられている**。



下水道法施行令の改正

見
直
し
後

- 予定処理区域を変更する公共下水道の事業計画の変更のうち、**既存計画の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない変更**については、**国等への協議を不要**とする。



効果

- 速やかな事業計画の変更が可能となることにより、**地方公共団体の事務負担が軽減**されるとともに、**下水道工事の早期着手が可能となり住民サービスの向上に資する**。



土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し

現
行

土地改良法

- 農用地又は土地改良施設について、市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合は、都道府県が実施する場合と異なり、議会の議決を経て応急工事計画を定める必要がある。

	応急工事計画に係る議会の議決
都道府県	不要
市町村	必要



※市町村営事業は、市町村が住民に最も身近な主体であり、小規模事業が中心であることから、いわゆる団体営事業の一形態として、総会の議決を要する土地改良区営事業に準じて、応急工事計画の議会の議決を経ることとされている。

支障

- 災害復旧事業はその性質上、被災農業者等地域住民から特に迅速な対応が期待されるが、当該事業の予算に関する議会の議決に加えて、応急工事計画に係る議会の議決が必要とされていることにより、災害復旧工事への着手に一定の期間が必要となっている。



見
直
し
後

- 市町村が土地改良法に基づき災害復旧工事を実施する場合について、都道府県と同様に、応急工事計画に係る議会の議決を不要とする。

※工事の内容について、工事費用に係る予算審議において議会に説明し、議決を要する点は従来通り。

※応急工事計画に係る議会の議決を不要とすることに併せて、受益者に費用負担を求める場合には、都道府県と同様、当該受益者の3分の2以上の同意を得ることとする。

効果

- 農業者の営農再開や住民の安全のための災害復旧工事の迅速な実施に資する。



地籍調査事業計画の変更手続の廃止

現
行

- 地籍調査に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画に変更が生じる場合、都道府県は国へ、以下の手続が必要。

①国負担額(以下、額)に変更が有

- ・変更内容の協議及び同意
- ・負担金等の申請(適化法)に係る変更申請

②額に変更が無

- ・変更内容の報告

支障

- ①額に変更がある場合の手続では、**内容が重複した手続を2つ行う必要**があり、事務負担が生じる。
- ②額に変更がない場合の手続では、実績報告などでまとめて報告すれば済むような**軽微な変更でも、都度、報告する必要**があり、事務負担が生じる。



国土調査事業事務取扱要領の改正

見
直
し
後

- 地方公共団体の事務負担を軽減するため、**事業計画に関する変更手続は廃止**する。

①額に変更が有

- ・~~変更内容の協議及び同意~~
- ・~~負担金等の申請(適化法)に係る変更申請~~

②額に変更が無

- ・~~変更内容の報告~~

効果

- **地方公共団体**の事業計画の変更に関する**事務負担が軽減**。



地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化

現
行

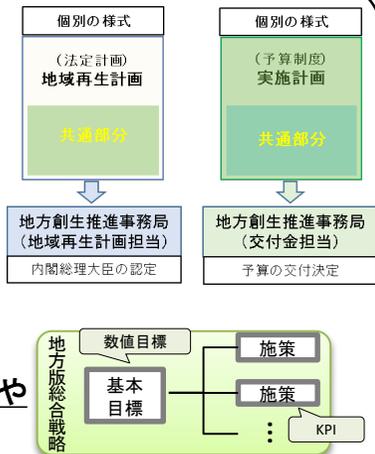
地域再生計画・実施計画※

- ✓ 計画内容が一部重複
- ✓ 両計画の提出受付や審査を別の窓口が担当
- ✓ 事前相談から提出までの期間がタイト

地方版総合戦略

- ✓ 基本目標における数値目標や施策毎のKPIを設定

※KPI=重要業績評価指標



支障

地域再生計画・実施計画

- ✓ 両計画に一部同じ内容を記載するのが手間
- ✓ 一方の計画窓口で変更が生じた場合、もう一方の計画窓口との間で調整を別途行う必要がある
- ✓ 計画や事業内容の検討に十分な時間をとれない

地方版総合戦略

- ✓ 指標の設定や進捗管理に労力を要している

※本資料中の「実施計画」には施設整備計画を含む。

両計画の様式の一体化、手引きの改定など、運用の変更

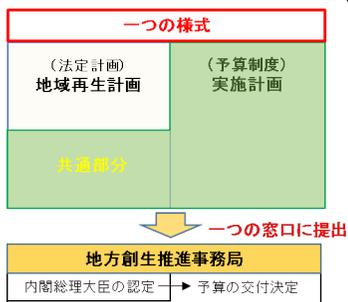
見
直
し
後

地域再生計画・実施計画

- ✓ 様式一体化により両計画の重複事項を省略
- ✓ 提出窓口を一本化
- ✓ 提出期限の見直し

地方版総合戦略

- ✓ 手引きを改定し、地方の実情に即した策定・効果検証を可能に



効果



- 地方公共団体の事務を合理化
- 地方が地方創生施策の中身の検討等に一層注力できる
- 地方創生の一層の促進



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
(地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等)

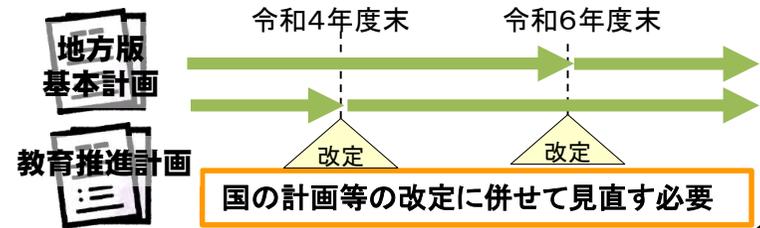
現
行

○地方消費者行政において、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の策定が求められている。

計画名	地方版消費者基本計画	都道府県消費者教育推進計画等
策定に当たり参考にする国の計画等	消費者基本計画 (R2～R6)	消費者教育の推進に関する基本的な方針 (H30～R4)
根拠	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁の政策目標)	消費者教育の推進に関する法律(努力義務)

支障

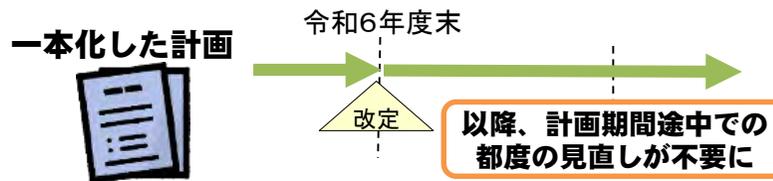
- 両計画を一本化して策定できるかが不明確
- 国の計画等の対象期間にずれがあり、一本化した場合でも計画期間途中で見直しが必要



通知等により見直し

見
直
し
後

- 両計画を一本化して策定できることを明確化
- 国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間を一致させる方向で検討



効果

- 一本化により、住民に分かりやすい計画の策定が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化



異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (脱炭素社会実現に係る各計画)

現行

都道府県・市町村は、それぞれの法令に基づき

- ①地域気候変動適応計画
 - ②地方公共団体実行計画
 - ③環境保全活動等行動計画
- を策定する必要がある。

	地域気候変動 適応計画	地方公共団体 実行計画	環境保全活動等 行動計画
根拠	気候変動 適応法	地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境教育等による環 境保全の取組の促 進に関する法律
策定 義務	都道府県・ 市町村の 努力義務	都道府県・指定都市・ 中核市等の義務、他の 市町村の努力義務 ^(注)	都道府県・ 市町村の 努力義務

支障



- 内容が類似する複数の計画を策定している。
- 特に、適応・温暖化に関する内容は、専門性が高く職員のみでの策定が困難。

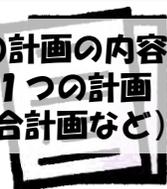
通知等により見直し

見直し後

都道府県・市町村の判断で、環境総合計画など他の既存の計画と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化

地方公共団体向けの計画策定マニュアルを改定など

それぞれの計画の内容を含んだ1つの計画
(環境総合計画など)



効果

- 環境分野でまとまりのある計画策定が可能に
- 住民への効果的な周知が可能に
- 地方公共団体の計画策定事務の合理化・円滑化



(注) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後（令和4年4月1日施行）の区域施策編に関する規定

異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化 (鳥獣管理に係る各計画)

現
行

野生鳥獣(シカ、イノシシ)の適切な個体数管理



第二種特定鳥獣管理計画(注1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(注2)
・鳥獣保護管理法第7条の2第1項 ・鳥獣保護管理法第14条の2第1項
・計画期間 3~5年 ・計画期間 1年程度

支障

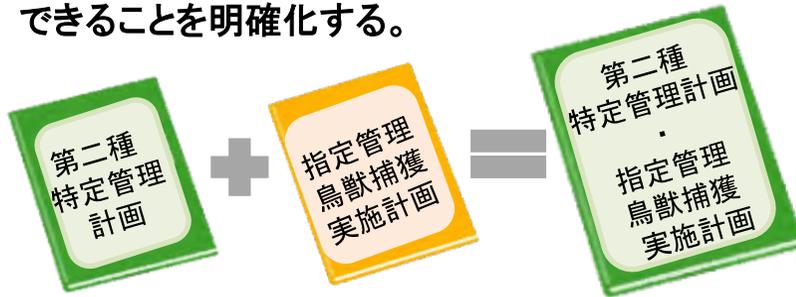
- 鳥獣管理のために複数の計画を策定する必要がある。
- 実施計画については、原則として毎年度の策定が必要であるため、事務の負担が生じている。



通知等により見直し

見
直
し
後

両計画を統合することも可能であること及び
第二種特定管理計画の期間内で両計画を策定
できることを明確化する。



効果

- 各都道府県の判断により、一定の条件を満たす場合には
両計画を統合することも可能になり、計画策定に係る事務負担が軽減



(注1) 第二種特定鳥獣管理計画・・・その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事が策定
(注2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画・・・第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときに都道府県知事が策定